

大阪府立中央図書館広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府立中央図書館広告事業要綱（以下「図書館要綱」という。）に定めるもののほか、大阪府立図書館が資料貸し出しの際に配付する貸出票（レシート）及び大阪府立図書館ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格については、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載可能な広告の範囲については図書館要綱第3条の規定によるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。

- 2 1か月とは、広告掲載の開始の日（広告掲載の開始を希望する日を含む。）から起算して、1か月後のその起算日に相当する日の前日（相当する日がないときは、1か月後の月の末日）までの期間をいう。
- 3 1か月に満たない広告掲載期間は、1か月とする。
- 4 大阪府立中央図書館長（以下「館長」という。）は、広告掲載希望者（広告主の委任を受けた広告代理店を含む。）の申出により、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。
- 5 メンテナンス等によりWebサイトを閉鎖する期間は、広告掲載期間に含むものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、大阪府立図書館ホームページ等で公募する。

(広告の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、大阪府立中央図書館広告掲載申込書（様式1）に必要な事項を記載し、必要に応じて関係資料を添付して、広告掲載希望日の1か月前までに館長に提出しなければならない。

(広告掲載可否の決定)

第7条 館長は、広告掲載について、図書館要綱第3条に基づき審査を行い、次のとおり掲載可否の決定をする。

- 2 広告の掲載の可否について疑義を生じた場合は、図書館要綱第5条に基づき、審査委員会を開催する。
- 3 館長は、広告掲載可否の決定、その結果並びに掲載内容及び条件等について、（様式2）または（様式3）により、広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載の優先順位について)

第8条 館長が特に認める場合を除き、広告の掲載は、次の順位とする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の強いもの
- (3) その他、図書館要綱第3条に定める広告の範囲内のもの

(関係要綱等並びに遵守事項の承諾)

第9条 広告掲載希望者は法令、要綱、掲載基準、図書館要綱及び遵守事項を守り、承諾書(様式4)を館長に提出する。

(広告料)

第10条 広告料は次のとおりとし、館長が指定する期日までに納付する。

(1) 貸出票(レシート) 1 枠 1 か月あたり 35,000 円

(2) ホームページ

・トップページ 1 枠 1 か月あたり 5,000 円

1 枠 1 年あたり 55,000 円

・蔵書検索ページ 1 枠 1 か月あたり 10,000 円

1 枠 1 年あたり 110,000 円

2 上記の契約期間によらない場合については、別途協議に応じる場合がある。

(広告の作成)

第11条 掲載する広告は広告掲載希望者の責任及び負担で作成する。

(広告の掲載及び削除等)

第12条 貸出票(レシート)及び大阪府立図書館ホームページへの広告の掲載及び削除は大阪府立中央図書館が行う。

2 ホームページ広告のリンク先変更がある場合は、広告掲載希望者より、変更日の7日前までに館長に申請し、了承を得るものとする。

(広告内容等の修正)

第13条 館長は広告の内容等が各種法令又はこの図書館要綱等に違反している、あるいはおそれがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも広告掲載希望者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

2 広告掲載希望者は、館長から掲載する広告内容等について、修正の要請があった場合は、それに応じなければならない。

3 広告掲載希望者は、前項の規定により広告等の内容を変更するときは、掲載開始日の7日前までに館長に修正の申請をし、了承を得るものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 館長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載期間中であっても、広告掲載希望者への催告その他何らの手続きをすることなく、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告料が納付されないとき。

(2) 指定する期日までに前条に規定する広告内容等の内容の修正を広告掲載希望者が行わないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告等の掲載を継続することが適切でないとして館長が判断したとき。

(4) 本府の業務上、やむを得ないとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告掲載希望者は掲載決定の通知を受け取った場合においても、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載希望者は書面により館長に申し出なければならない。

3 前条による取消し及び第1項による取下げの場合には、納付された広告料は返還しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を返還することができる。

(広告掲載希望者の責務)

第16条 広告掲載希望者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載希望者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを図書館に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲載希望者の責任及び負担において解決することとする。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載等に関して必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

大阪府立図書館貸出票（レシート）広告規格

- 1 大きさ 幅510ピクセル×高さ290ピクセル
印字密度180dpi×180dpi
(幅約7cm×高さ約4cm)
- 2 広告位置 発行する貸出票（レシート）前面下部
(下記のイメージ図参照)
※1 広告枠左上部に「**広告**」と記載すること。
- 3 掲載広告使用色 黒1色

【イメージ図】

貸出票	
中央	総務企画課

1. 百物語怪談集成 続	(返却期日: 2017/06/21)
2. 六白金星・可能性の文学	(返却期日: 2017/07/10)
3. 豪商たちの時代	(返却期日: 2017/07/12)
4. 「水都」大阪物語	(返却期日: 2017/07/12)
5. 瑞賢の熱い眼差し	(返却期日: 2017/07/12)
6. 天保山物語	(返却期日: 2017/07/12)
7. 淀川の治水翁	(返却期日: 2017/07/12)

これから1ヵ月の休館日 06/19(月), 26(月), 07/03(月), 10(月)	

広告	
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 20px; text-align: center;">広告枠</div>	

大阪府立図書館ホームページ広告規格

- 1 大きさ 幅180ピクセル×高さ50ピクセル
- 2 広告位置
 - ・トップページ 両館共通ページ上部
 - ・蔵書検索ページ 上部

【イメージ図】

● トップページ



● 蔵書検索ページ



様式1

大阪府立中央図書館広告掲載申込書

令和 年 月 日

大阪府立中央図書館長 様

1 広告掲載希望者

広告掲載希望者	所在地	〒			
	(ふりがな) 名称				
	(ふりがな) 代表者職名		(ふりがな) 氏名		
	(ふりがな) 担当者		TEL		FAX
	担当者メールアドレス		@		

※広告代理店が広告主を代理して申込みを行う場合は、広告代理店について記入して下さい。

※広告主	所在地	〒		
	(ふりがな) 名称			
	(ふりがな) 代表者職名		(ふりがな) 氏名	

※広告代理店が代理で申込みを行う場合にご記入ください。

2 広告掲載内容

掲載希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
広告内容 (リンク先)	http :				
掲載希望媒体・単価 (A)	貸出票 (レシート)	ホームページ (バナー)			
		トップページ		蔵書検索ページ	
	月額 35,000 円	月額 5,000 円	年額 55,000 円	月額 10,000 円	年額 110,000 円
掲載希望年月数 (B)	月	月	年	月	年
掲載希望枠数 (C)					
広告料小計 (A)×(B)×(C)	円	円	円	円	円
広告料合計	円				
備考					

着色部分についてご記入ください。

※バナー広告 12 か月 (1 年) 分の広告料は、1 か月分が割り引かれます。

広告掲載希望者住所

広告掲載希望者名称

広告掲載希望者代表者職・氏名

大阪府立中央図書館
館長 氏 名

大阪府立中央図書館広告掲載申込みの結果について（通知）

先に申込みのあった標記について、審査の結果下記のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載者は、別紙承諾書を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに大阪府立中央図書館長に提出してください。

記

- 1 広告掲載の可否 広告掲載を別紙承諾書記載の遵守事項の条件を附して認める
- 2 広告掲載を認める期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 広告文の文言は以下のとおりとする

【広告文】

【リンクURL】

様式3

中央図第 号
令和 年 月 日

広告掲載希望者住所

広告掲載希望者名称

広告掲載希望者代表者職・氏名

大阪府立中央図書館
館長 氏 名

大阪府立中央図書館広告掲載申込みの結果について（通知）

先に申込みのあった標記について、審査の結果下記により広告掲載を認められないこととなりました
ので通知します。

記

理 由

承 諾 書

大阪府立中央図書館長 様

- 1 広告媒体
- 2 広告掲載期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 広告内容 【広告文言】

【リンクURL】

上記の広告掲載にあたっては、大阪府広告事業要綱、大阪府広告事業掲載基準、大阪府立中央図書館広告事業要綱、大阪府立中央図書館広告掲載取扱要領及び裏面の遵守事項を守り承諾いたします。

令和 年 月 日

広告掲載希望者住所 _____

広告掲載希望者名称 _____

広告掲載希望者代表者 職・氏名 _____

遵 守 事 項 (承諾書裏面)

- 1 広告掲載希望者は納入期限までに広告料を納付しなければならない。
- 2 納入期限までに広告料を納付できなかった場合は、広告掲載を取消すことがある。
- 3 広告掲載希望者は、広告掲載の詳細を大阪府立中央図書館と打ち合わせる事。
- 4 広告掲載希望者は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲載希望者の責任及び負担において解決することとする。
- 6 納付された広告料は、原則として返還しない。
- 7 この条件に定めのない事項については、大阪府立中央図書館長の指示に従うこと。